

1804 家畜伝染病予防法に基づく輸入規制の税関における確認内容

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の国内への侵入防止及びまん延防止のため、輸入貨物のうち検疫を受けなければならないもの、輸入が禁止されているものを定めています。これらのものを輸入しようとする場合は、農林水産省動物検疫所の検査を受け輸入検疫証明を取得するか、農林水産大臣の許可を受けなければなりません。

輸入規制対象物品としては、牛、豚、羊等の偶蹄類の動物、馬科の動物、家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類）、兎、みつばち及びこれらの肉、臓器、卵、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）が指定されています。これらの物品は、一般貨物、携帯品、国際郵便物等の輸送形態に関わりなく、また、量の多少、お土産、個人消費等の用途に関係なく全て規制の対象となります。

これらの規制対象物品を輸入しようとする場合は、動物検疫所の検査結果に基づいて交付された輸入検疫証明書を税関に提出して、家畜伝染病予防法に定められている検査に合格し、許可等を受けていることについて、税関の確認を受けなければなりません。

郵便物又は携帯品として輸入される貨物についての検査の合格等の確認は、輸入物品の容器、包装に動物検疫所により押なつされた「検疫済」の印により行います。

動物、肉類等には、輸入が禁止又は停止されているものが多数あります。詳しくは、農林水産省動物検疫所へご照会下さい。

（関税法第 70 条、関税法基本通達 70-3-1、家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条、第 40 条、第 44 条、同法施行規則第 45 条）

お問い合わせ先（動物検疫所）

所名	電話番号	所名	電話番号
横浜本所	045-751-5921	中部空港支所	0569-38-8577
畜産物検査課	045-201-9478	名古屋出張所	052-651-0334
川崎出張所	044-287-7412	小松出張所	0761-24-1407
新潟空港出張所	025-275-4565	関西空港支所	072-455-1956
静岡出張所		（貨物合同庁舎）	072-455-1958
（清水港事務所）	054-353-5086	神戸支所	078-222-8990
（静岡空港事務所）	0548-29-2440	大阪出張所	06-6575-3466
北海道・東北支所	0123-24-6080	岡山空港出張所	086-294-4737
小樽港事務所	0134-33-2460	広島空港出張所	0848-86-8118
仙台空港出張所	022-383-2302	四国出張所	
成田支所		（小松島港事務所）	0885-32-2422
貨物検査課	0476-32-6655	（高松空港事務所）	087-879-4654
旅具検査第 1 課：第 1 ターミナルビル	0476-32-6664	門司支所	093-321-1116
旅具検査第 2 課：第 2 ターミナルビル	0476-34-2342	博多出張所	092-262-5285
旅具検査第 3 課：第 3 ターミナルビル	0476-32-4260	福岡空港出張所	092-477-0080
羽田空港支所	03-5757-9752	長崎空港出張所	0957-54-4505
（貨物合同庁舎）	03-5757-9755	鹿児島空港出張所	0995-43-9061
東京出張所	03-3529-3021	沖縄支所	098-861-4370
（千葉分室）	047-432-7241	那覇空港出張所	098-857-4468

（参考）動物検疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>